

福岡二消（総）第12号

令和6年5月8日

福岡国税局間税会連合会
会長 河野 武司 殿

福岡国税局長
高橋 俊



業務センターへの郵送等に関するお願いについて

税務行政につきましては、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、福岡国税局では、令和3年7月から、専担部署（業務センター）で複数の税務署の内部事務を集約処理する「内部事務のセンター化」を進めており、令和8年の全署実施へ向けて、センター化の対象となる税務署（以下「対象署」といいます。）を順次拡大しております。

対象署の申告書や申請書等は業務センターで処理することとしており、そのため、納税者や税理士の皆様には、対象署の申告書等の書面を送付される際には、業務センターに郵送していただくようお願いしております。

つきましては、別添「福岡国税局からの重要なお知らせ（チラシ）」の内容を貴会の会員の皆様に対し、御周知いただきますようお願い申し上げます。

また、本日の御案内を機に、申告書等の提出や納税証明書の請求の際には、税務行政におけるデジタル化推進の観点からも、引き続き e-Tax での御提出に御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

（連絡先）福岡国税局 課税第二部

消費税課 担当 長野 万紀子

（代表）092-411-0031（内線 4211）

郵送による書類の送付先について

福岡国税局では、一部の税務署の申告書等の入力や申告内容についての照会文書の発送などの内部事務を、集約して効率的に処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。

内部事務のセンター化の対象税務署管内の納税者の皆様方におかれましては、**税務署に申告書・申請書・添付書類等を郵送でご提出する場合は、下記の業務センターへ送付いただくようご協力をお願いします。**

なお、令和6年11月に、下記の税務署を対象とした福岡国税局業務センター春日分室を開設する予定です。

福岡国税局業務センター春日分室の所在地等は、令和6年11月以降、福岡国税局ホームページにてお知らせします。

※「内部事務のセンター化」は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありませんので、ご注意ください。

- | | | |
|---------------------|------------|---------------|
| ① e-Tax（データ）で提出する場合 | ▷▷ | 所轄税務署へ（従来どおり） |
| ② 窓口で提出する場合 | ▷▷▷▷▷▷▷▷▷▷ | 所轄税務署へ（従来どおり） |
| ③ 郵送で提出する場合 | ▷▷▷▷▷▷▷▷▷▷ | 下記の業務センターへ送付 |

NEW!!
令和6年11月
開設予定!

福岡国税局業務センター春日分室

福岡国税局業務センター春日分室の対象税務署は、以下のとおりです。

所在地等は、令和6年11月以降、福岡国税局ホームページでお知らせします!



大牟田署

直方署

甘木署

八女署

大川署

筑紫署

佐賀署

唐津署

鳥栖署

「内部事務のセンター化」の対象税務署と郵送先

福岡国税局 業務センター

〒810-8674
福岡市中央区天神4-8-28

博多署

福岡署

飯塚署

福岡国税局 業務センター小倉分室

〒803-8701
北九州市小倉北区大手町13-17

門司署

小倉署

八幡署

福岡国税局 業務センター長崎分室

〒850-8617
長崎市松が枝町6-26

長崎署

島原署

諫早署

福江署

※裏面に「ご留意いただきたい事項」を記載しております!

ご留意いただきたい事項

- 業務センターにおいて収受する申告書等の正本（提出用）及び控えには、**業務センター名を表示した収受日付印**を押なつします（※1）。
- 申告書等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。
- **納税証明書の交付、面接による相談（※2）などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。**納税証明書を郵送で請求する場合は、封筒に「**納税証明請求書在中**」と記載の上、引き続き所轄税務署へ送付をお願いします。
- **電話による税務相談や申告書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません**ので、従来どおり電話相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。

※1 税務行政のデジタル化における手続見直しの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わない**こととしました。

令和7年1月からは、**申告書等の正本（提出用）のみ提出（送付）**していただきますようお願いいたします。
また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※2 **面接による相談をご希望の方は、事前に所轄税務署に電話等で、相談日時等のご予約をお願いします。**



e-Taxによる提出が便利です！！

e-Taxとは、申告や届出、申請などの各種手続をインターネットを通じて行うことができるものです。

※ e-Taxにより提出する場合、送信先は所轄税務署となりますのでご注意ください。

「自宅からのe-Tax」5つのメリット！

税務署への持参



不要

印刷・郵送代



不要

添付書類



不要※

※一部の書類は除きます

確定申告期間の利用可能時間



24時間※
いつでも

※メンテナンス時間
を除きます

還付金



早期
還付

3週間程度で還付！

書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

個人の申告は

ご自宅で
パソコン・スマホ から！

詳しくは
こちら



法人税申告は

全ての書類を
e-Tax送信で！

詳しくは
こちら



国税の納付は

キャッシュレス納付
が便利です！

詳しくは
こちら

